(2)　失われる利益
上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第241号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
(3)　事業計画の合理性
本件事業は、現道における交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。
また、本件事業は、昭和40年7月2日に都市計画決定され、昭和42年7月7日、昭和48年4月20日、平成10年10月6日及び平成18年3月3日に変更決定された都市計画と、のり面及び擁壁等を除き、事業計画の基本的内容について整合しているものである。
さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。
したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
4　法第20条第4号の要件への適合性
(1)　事業を早期に施行する必要性
3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。
また、石狩市長を会長とし、本路線周辺の自治体の長からなる北海道石狩地方開発促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。
したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。
したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
5　結論
以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。
第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道札幌市中央区役所及び東区役所

○関東地方整備局告示第三百号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。
平成二十一年九月四日
関東地方整備局長　菊川　滋
一　登録建築物調査機関の名称
株式会社愛住設計
二　住所
東京都台東区北上野二丁目二十五番九号
三　代表者氏名
代表取締役　市川　勇
四　登録年月日
平成二十一年九月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
株式会社愛住設計　東京都台東区北上野二丁目二十五番九号

○北陸地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十一年九月四日
北陸地方整備局長　前川　秀和
一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　富来都市計画道路事業三・五・四号地頭町線
三　事業施行期間　自平成二十一年九月四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　石川県羽咋郡志賀町富来地頭町七、富来地頭町八、富来地頭町九、富来地頭町二十七及び富来領家町ム地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年九月四日
北海道開発局長　関　克己
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百七十五号　北海道石狩郡当別町字対雁通三四五七番二地先から同町字対雁通三四五七番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局札幌開発建設部
供用開始の期日　平成二十一年九月四日

人事異動

内閣

（内閣府政策統括官（経済社会システム担当））内閣府事務官　松山　健士
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房消費者行政一元化準備室長を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　植田　秀人
内閣情報調査室に併任する
内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を兼ねて命ずる
（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課長）
内閣府事務官　笠原　宏
（内閣府国民生活局総務課長）
同　川口　康裕
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房消費者行政一元化準備室参事官を免ずる
（各通）（以上九月一日）

国家公務員制度改革推進本部事務局

国家公務員制度改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（九月一日）
米女　太一

内閣府

（経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　妹尾　芳彦
（大臣官房審議官）同　太田　清
辞職を承認する（各通）（八月三十一日）

公正取引委員会

（内閣府政策統括官（経済財政運営担当））付参事官（物価担当））内閣府事務官　片桐　一幸
官房付に転任させる
（経済産業省商務情報政策局消費経済対策課長）経済産業事務官　杉山　幸成
内閣府事務官（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課長）に転任させる
（官房審議官（経済取引担当））　原　敏弘
内閣府事務官
（経済取引局取引部消費者取引課長）同　笠原　宏
（経済取引局取引部消費者取引課景品表示監視室長）同　西川　康一
（経済取引局取引部消費者取引課上席景品表示調査官）同　銭場　忠夫
消費者庁に出向させる（各通）
（経済取引局取引部企業取引課長）同　林　祥一郎
経済産業省に出向させる（以上九月一日）